(第35号議案)

### 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)の一部改正及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「長期優良住宅法」という。)の一部改正等に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

#### 1 改正の主な内容

- (1)動物愛護法の一部改正に伴う規定整備
  - ① 別表第2の48の項において、従前どおり狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録手続きは令和4年6月1日以降についても存在するが、動物 愛護法第39条の7第2項が適用された場合には、登録の事務手数料を徴収しないこととする。
  - ② 別表第2の51の項の次に、動物愛護法第39条の7第6項に基づいてマイクロチップ除去後の犬の所有者に対して犬鑑札を交付する際に、犬鑑札交付手数料を徴収することとする規定を加える。
  - ③ 別表第2の50の項において引用している政令の条番号を改める。
- (2)長期優良住宅法の一部改正に伴う規定整備

別表第2の84の5の項の次に、長期優良住宅型総合設計制度の新設に伴う、長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料についての規定を加え、別表第2の84の6の項及び84の7の項について項番を改める。

### 2 施行日

- 上記1(1) 令和4年6月1日(一部の改正規定については公布の日)
- 上記1(2) 公布の日
- 3 新旧対照表 別紙のとおり

# 中野区事務手数料条例新旧対照表

第1条~第6条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (略)

第1条~第6条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (略)

別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)				
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期	
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)	
~	~	~	~	~	~	~	~	
47	(略)	(略)	(略)	47	(略)	(略)	(略)	
の2				の2				
48	狂犬病予防法(昭	(略)	(略)	48	狂犬病予防法(昭	(略)	(略)	
	和25年法律第2				和25年法律第2			
	47号) 第4条第2				47号) 第4条第2			
	項の規定に基づく				項の規定に基づく			
	犬の登録 <u>及び鑑札</u>				犬の登録			
	の交付(動物の愛護							
	及び管理に関する							
	法律(昭和48年法							
	<u>律第105号)第3</u>							
	9条の7第2項の							
	規定により当該犬							
	の登録の申請及び							
	鑑札の交付があつ							
	たものとみなされ							
	る場合を除く。)							
49	(略)	(略)	(略)	49	(略)	(略)	(略)	
50	狂犬病予防法施行	(略)	(略)	50	狂犬病予防法施行	(略)	(略)	
	令(昭和28年政令				令(昭和28年政令			
	第236号) <u>第1条</u>				第236号) <u>第1条</u>			
	<u>の2</u> の規定に基づく				の規定に基づく犬の			
	犬の鑑札の再交付				鑑札の再交付			
51	(略)	(略)	(略)	5 1	(略)	(略)	(略)	
<u>51</u>	動物の愛護及び管	犬鑑札交付手数	交付のと					
<u>の2</u>	理に関する法律第3		<u>き</u>					
	9条の7第6項の規							
	定に基づく犬の鑑札							
	<u>の交付</u>							
52	(略)	(略)	(略)	52	(略)	(略)	(略)	

~	~	~	~	~	~	~	~		
84	(略)	(略)	(略)	84	(略)	(略)	(略)		
の5				の5					
84	長期優良住宅の普	認定を受けた長	許可申請						
<u>の6</u>	及の促進に関する法	期優良住宅建築等	<u>のとき</u>						
	律第18条第1項の	計画に基づく建築							
	規定に基づく住宅の	に係る住宅の容積							
	容積率に関する特例	率の特例許可申請							
	の許可の申請に対す	手数料 160,							
	る審査	000円							
84	都市の低炭素化の	(略)	(略)	84	都市の低炭素化の	(略)	(略)		
<u>の7</u>	促進に関する法律			<u> </u>	促進に関する法律				
	(平成24年法律第				(平成24年法律第				
	84号) 第54条第				84号) 第54条第				
	1項の規定に基づく				1項の規定に基づく				
	低炭素建築物新築等				低炭素建築物新築等				
	計画の認定の申請に				計画の認定の申請に				
	対する審査				対する審査				
84	都市の低炭素化の	(略)	(略)	84	都市の低炭素化の	(略)	(略)		
<u>の8</u>	促進に関する法律第			<u> </u>	促進に関する法律第				
	55条第1項の規定				55条第1項の規定				
	に基づく低炭素建築				に基づく低炭素建築				
	物新築等計画の変更				物新築等計画の変更				
	の認定の申請に対す				の認定の申請に対す				
	る審査				る審査				
85	(略)	(略)	(略)	85	(略)	(略)	(略)		
~	~	~	~	~	~	~	~		
131	(略)	(略)	(略)	131	(略)	(略)	(略)		
別表第3 (略)					別表第3 (略)				

# 附 則

この条例中別表第2の48の項の改正規定及び 同表51の項の次に次のように加える改正規定は 令和4年6月1日から、その他の規定は公布の日か ら施行する。